

農業競争力強化支援法案新旧対照条文目次

一	独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）	（附則第四条関係）	1
二	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）	（附則第五条関係）	5

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>十六 農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第 号）第二十四条の規定による債務の保証を行うこと。</p> <p>十七 二四（略）</p> <p>二 五（略）</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。</p> <p>一 二（略）</p> <p>三 第十五条第一項第七号から第九号の二まで、第十五号及び第十六号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）</p> <p>四 八（略）</p> <p>2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十七号及び第十八号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に関連する同条第一項第二十三号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。</p> <p>3 4（略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十六 二三（略）</p> <p>二 五（略）</p> <p>（業務の委託）</p> <p>第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。</p> <p>一 二（略）</p> <p>三 第十五条第一項第七号から第九号の二まで及び第十五号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）</p> <p>四 八（略）</p> <p>2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十六号及び第十七号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に関連する同条第一項第二十二号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。</p> <p>3 4（略）</p>

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。）、同項第十号から第十四号までに掲げる業務、同項第十五号に掲げる業務（産業競争力強化法第百十七条第一項に規定する協力及び同法第百三十三条に規定する出資その他の業務に限る。）並びに第十五条第一項第十九号から第二十二号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業等経営強化法第十九条に規定するものに限る。）、同項第九号の二に掲げる業務、同項第十五号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）及び同項第十六号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第二十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第五号及び第六号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十七号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第九号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十八号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2
(略)

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。）、同項第十号から第十四号までに掲げる業務、同項第十五号に掲げる業務（産業競争力強化法第百十七条第一項に規定する協力及び同法第百三十三条に規定する出資その他の業務に限る。）並びに第十五条第一項第十八号から第二十一号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業等経営強化法第十九条に規定するものに限る。）、同項第九号の二に掲げる業務及び同項第十五号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）並びにこれらに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第五号及び第六号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第九号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十七号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2
(略)

(第二種信用基金)

第二十一条 機構は、第十五条第一項第七号、第九号、第九号の二、第十五号及び第十六号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十三項の規定により第二種信用基金に充てべきものとして政府から出資があつたものとされた金額、同条第十四項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業等経営強化法第四十二条第一項第一号に掲げるものに限る。)、並びに第十五条第一項第十一号及び第十八号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 6 (略)

附則

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の六までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(第二種信用基金)

第二十一条 機構は、第十五条第一項第七号、第九号、第九号の二及び第十五号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十三項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額、同条第十四項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業等経営強化法第四十二条第一項第一号に掲げるものに限る。)、並びに第十五条第一項第十一号及び第十七号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 6 (略)

附則

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の六までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第十八条第一 項第一号	(略)	(略)
並びに第十五条 第一項第十九号 から第二十二号 までに掲げる業 務	(略)	、第十五条第一項第十九号 から第二十二号までに掲げ る業務並びに附則第八条の 二及び第八条の四の業務（ それぞれ第三号に掲げるも のを除く。）
第二十二條第 一項	第十八号に掲げ る業務	第十八号に掲げる業務並び に附則第五条第一項、第六 条第一項から第三項まで、 第八条及び第八条の二の業 務並びに附則第八条の四第 一項の業務（旧特定産業集 積活性化法第十一条第一項 に規定するものに限る。）

(略)	(略)	(略)
第十八条第一 項第一号	(略)	(略)
並びに第十五条 第一項第十八号 から第二十一号 までに掲げる業 務	(略)	、第十五条第一項第十八号 から第二十一号までに掲げ る業務並びに附則第八条の 二及び第八条の四の業務（ それぞれ第三号に掲げるも のを除く。）
第二十二條第 一項	第十七号に掲げ る業務	第十七号に掲げる業務並び に附則第五条第一項、第六 条第一項から第三項まで、 第八条及び第八条の二の業 務並びに附則第八条の四第 一項の業務（旧特定産業集 積活性化法第十一条第一項 に規定するものに限る。）

改正案		現行	
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）		別表第三 非課税文書の表（第五条関係）	
（略）	文書名	（略）	文書名
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。）、第九号（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十二条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）、第十二号、第十四号、第十七号並びに第十八号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務（同項第八号に掲げる業務を除く。）並びに同法附則第五条（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）の業務（同条第一項第五号ロからニまでに掲げる業務を除く。）、同法附則第六条（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）の業務、同法附則第八条（旧	（略）	作成者	
独立行政法人中小企業基盤整備機構		独立行政法人中小企業基盤整備機構	
（略）	文書名	（略）	文書名
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。）、第九号（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十二条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）、第十二号、第十四号、第十六号並びに第十七号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務（同項第八号に掲げる業務を除く。）並びに同法附則第五条（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）の業務（同条第一項第五号ロからニまでに掲げる業務を除く。）、同法附則第六条（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）の業務、同法附則第八条（旧	（略）	作成者	
独立行政法人中小企業基盤整備機構		独立行政法人中小企業基盤整備機構	

(略)	<p>織維法に係る業務の特例)の業務並びに同法附則第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)の業務に関する文書</p>
(略)	

(略)	<p>織維法に係る業務の特例)の業務並びに同法附則第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)の業務に関する文書</p>
(略)	